四日市市上下水道局告示第１７号

四日市市上下水道局下水道事業出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の指定について（平成１７年四日市市上下水道局告示第１号）の一部を次のように改正する。

令和７年４月１日

四日市市上下水道事業管理者　　伴　光

改正後	改正前
地方公営企業法施行令(昭和 27 年政令第 403 号)第 22 条の 2 第 3 項の規定により、四日市市下水道事業出納取扱金融機関及び四日市市下水道事業収納取扱金融機関を次のように告示する。 １　四日市市下水道事業出納取扱金融機関 株式会社三十三銀行 ２　収納取扱金融機関 （略） 株式会社あいち銀行 （略） （略）	地方公営企業法施行令(昭和 27 年政令第 403 号)第 22 条の 2 第 3 項の規定により、四日市市下水道事業出納取扱金融機関及び四日市市下水道事業収納取扱金融機関を次のように告示する。 １　四日市市下水道事業出納取扱金融機関 株式会社三重銀行 ２　収納取扱金融機関 （略） 株式会社愛知銀行 株式会社中京銀行 株式会社第三銀行 （略） 三重県信用漁業協同組合連合会 （略）

附　則

この告示は、令和７年４月１日から施行する。

（上下水道局管理部経営企画課）